



議 長	副議長	局 長	次 長	主 幹	係 長	係 員

## 行政視察報告書

令和7年11月17日

笠岡市議会議長 殿

(出張者) 委員長 天野喜一郎 (印) 副委員長 齋藤 一信 (印)  
 委員 大山 盛久 (印) 委員 桑田 昌哲 (印)  
 委員 仁科 文秀 (印) 委員 藤井 義明 (印)  
 委員 守屋 基範 (印) 委員 山本 聡 (印)  
 議長 大月 隆司 (印)

下記のとおり行政視察を実施したので、その結果を報告します。

### 記

【1】 長野県 大町市議会

住 所	長野県大町市大町3887
電 話	0261-22-1139
視察案件	議会改革の取組について（委員会代表質問，政策提言，政策調整委員会）
期 日	令和7年11月4日（火）13時45分から15時15分
応 対 者	傳刀議長 中牧議会運営委員長 西澤議会事務局庶務議事係長
視察状況	別紙写真のとおり
概 要	<p>○議会改革の取組について</p> <p>(1) 委員会代表質問について</p> <p>委員会代表質問は、常任委員会の全会一致を前提に「委員会の総意」として本会議で行う質問手法で、個人質問よりも政策提言性と実行力を高める目的で導入された。平成30年の岐阜県可児市への視察を契機に制度設計を進め、令和元年12月から試行を開始。以降、総務産業委員会と社会文化委員会が交互に実施している。</p> <p>実施までの流れとしては、通常4回から6回の委員会で、質問事項の洗い出し、内容精査・質問者決定・原稿作成、原稿確認・校正、最終確認という段階を踏み、場合によっては現場調査や担当課への聞き取りも行う。質問原稿は執行部に事前提供しないが、テーマや方向性は執行部側に伝わり、抽象的な「検討する」答弁が減り、答弁の具体性高まる傾向がある。</p>

主な成果として、総務産業委員会では、市民・職員の防災・減災意識の向上と市の防災体制の強化、社会文教委員会では、障害者優先調達などに対する取組や予算の充実の寄与した。

課題としては、全会一致ゆえの質問項目における合意形成の難しさや時間負担、代表質問者の発言に個人見解を混在させない運用上の統一、踏み込み度合いの調整などが挙げられる。今後は、行政側の理解・協力を得ながら、よりよい委員会代表質問となるよう充実させていく必要がある。

## (2) 政策提言について

政策提言は、常任委員会・特別委員会を中核に、調査・評価・対話を通じて行政に具体的改善を促す実務的プロセスとして位置づけられている。従来は政策調整委員会が市民意見の収集・整理や提言の取りまとめを担ってきたが、近年は常任委員会によるテーマ別の調査と委員会代表質問の活用が進み、提言機能の主軸が常任委員会側にシフトしている。

提言の主な実績としては、第5次総合計画策定に関する提言（平成28年）、観光振興計画策定に関する提言（平成30年）、大町市水道事業に関する提言（令和3年）が挙げられる。

プロセス面では、事務事業評価（有用性・公平性・効率性・成果の4つの観点）を毎年度実施し、8月末に市長へ提案、11月に回答を受ける前倒しサイクルを確立。これにより12月議会での追及や翌年度予算へ反映できる可能性が高まった。一方、単独事業評価は政策レベルの改善に直結しにくいいため、今後は施策（ポリシー）単位の評価へ格上げし、委員会代表質問・意見交換会と連動するPDCAの構築を目指す。

## (3) 政策調整委員会について

政策調整委員会は、大町市議会において市民意見の受け止めと議会内外の調整を担う組織で、主に意見交換会の企画・運営、市民から寄せられた意見・要望の整理と常任委員会や執行部への振り分け、ならびに議員研修の実施を担当してきた。

従来は各地区を巡回する報告会型の意見交換会を行っていたが、参加者の固定化・減少という課題を踏まえ、団体とのダイアログ（ワークショップ）型へ転換した。第1回の消防団との意見交換では、防災訓練をテーマにグループワークを実施し、活動報酬やイベント助成の増額、防災教育や防災マップ更新など具体的な成果につながっている。また、議員の政策形成力向上のため、専門家を招いた研修（第5次総合計画の総括、次期第6次総合計画に向けた研修等）を計画的に実施している。一方で、政策提言は常任委員会や特別委員会が所管調査から直接担うケースが増え、政策調整委員会の機能と重複が目立ってきた。このため、議会の広報・広聴機能を強化する観点から、同委員会を広報広聴委員会へ再編する方向で組織見直しを検討中であり、視察を通じて先進事例の研究を進めている。

今後は、委員会主体の意見交換会と議会全体による地域別意見交換会の二本立てを視野に、常任委員会の政策提言・事務事業評価・委員会代表質問と連携

	したPDCAサイクルの中で、市民意見の収集と政策反映をより機動的に行うことが目指されている。
添付書類	視察資料 視察状況写真 名刺

【2】 長野県 飯田市議会

住 所	長野県飯田市大久保町2534
電 話	0265-22-4511
視察案件	・一般質問を通じた議員力・議会力の向上について ・議員間討議（議員相互間の自由な討議）について
期 日	令和7年11月5日（水）13時30分から15時00分
応 対 者	清水副議長、佐々木議会運営委員長、古川議会改革推進会議委員長、筒井議会事務局長、清水議会事務局調査係長
視察状況	別紙写真のとおり
概 要	<p>1 一般質問を通じた議員力・議会力の向上について</p> <p>一般質問を「監視」だけでなく「政策提言」の入口と位置づけ、個人の技能向上と議会全体の学習循環を組み合わせて質の向上を図っている。背景には、質疑が執行部答弁頼みとなり議員同士の討議が不足していた反省があり、平成24年の「議会改革運営理念」策定以降、一般質問の質向上を重点課題として位置づけた。土山希美枝教授の助言を得て「たかが一般質問、されど一般質問」という手引書を発行し、単なる監視やパフォーマンスに陥らず、現状分析に基づく政策提言型の質問とすること、市民福祉の向上に資するテーマ設定、そして委員会・会派での共有によって議会全体の議論へ発展させることを重視している。具体的には、質問内容を会派内で振り返り、議会全体でも共有・検討する2段階の学習プロセスを運用し、外部講師による研修や他自治体の優良事例の視聴・討議を通じて、質問設計や論点整理のスキルを底上げしている。（研修費は年間約30万円、1回あたり10万円以内の謝礼目安）</p> <p>議員力・議会力の向上から事業化に結びついて事例として、小中学校トイレの洋式化がある。複数議員の一般質問を起点に課題を議会全体で共有し、委員会による全校調査、議会報告会での市民意見の収集、最終的な予算措置提言と予算化につなげた。これは、個々の質問を起点に課題を共有・深掘りし、委員会や議会意思として行政を動かすプロセスの有効性を示す事例である。</p> <p>課題としては、改選に伴う新人増で基礎力の底上げが継続的に必要なこと、個人質問を議会全体の論点に昇華する運びの一貫性がなお不十分なこと、パフォーマンス型や根拠の弱い質問を抑制し質基準を定着させることにある。今後は、一般質問の事前共有・共同検討を強化し、議員間討議や所管事務調査、政策提言へと接続する「質問→共有→調査→提言」の循環を定着させることで、議員力と議会力の双方を持続的に高めていく方針である。</p> <p>2 議員間討議（議員相互間の自由な討議）について</p> <p>議員同士が論点や課題を深め合い、合議体としての意思形成を強化するため</p>

	<p>に「議員相互間の自由な討議（以下、議員間討議）」を制度化している。制度は2段階で整備され、平成24年に要綱を初制定、議会基本条例に「自由な討議を重んじる」規定を追加し、令和7年には要綱を全部改正し、単なる意見交換と自由討議を明確に区別した。</p> <p>実施対象は、料金・使用料改定など市民生活への影響が大きい議案や、請願・陳情採択後に新たな意見書提出を検討する場面等である。原則、委員会で行い、手順は①執行機関の議案説明→②委員間質疑→③委員長発議または委員の事前申出（開催日正午までに論点・争点を明示）→④委員会で実施可否決定→⑤討議実施→⑥必要に応じ執行機関への再質疑→⑦討論・採決となる。討議中、執行機関は退席せず傍聴にとどまり、議論には加わらない。分科会での実施は明文規定外だが、実例があり解釈・見直し余地が示された。</p> <p>運用上は、委員会審査の前段で各常任委員会が「協議会・勉強会」を開き、論点抽出と事前準備を行う。これにより、当日の思いつきの提起を避け、議案審査を深掘りする設計になっている。実施件数は多くないが、運用を通じて「意見交換」と「討議」の違いへの認識が広がり、各議員が根拠ある主張を用意して臨む意識が高まった。</p> <p>課題としては、実際の議論が「意見発表」や採否確認の域にとどまり、討議の到達度が十分でないこと、要綱や趣旨の全議員への浸透不足、議論をリードできるスキルの個人差である。今後は、勉強会や研修を通じた論点設定力・合意形成力の底上げ、要綱の分科会適用など実務と整合した見直しが求められる。全体として、議員間討議は「協議会での論点抽出」と「本審査での深掘り」を二段構えでつなぐ要となっており、合議体としての説明責任と政策形成機能を強化する枠組みとして位置づけられている。</p>
添付書類	視察資料 視察状況写真 名刺

### 【3】 岐阜県瑞浪市議会

住 所	岐阜県瑞浪市上平町1-1
電 話	0572-68-2111
視察案件	議会改革の取組について（市民政策提案について、議員間討議について、一般質問の進捗状況調査について）
期 日	令和7年11月6日（木）10時00分から11時30分
応 対 者	棚町副議長，渡邊議会運営委員長，榛葉議会運営副委員長，熊谷議会運営委員，和田議会事務局総務課長，遠山議会事務局総務係長
視察状況	別紙写真のとおり
概 要	<p>○議会改革の取組について</p> <p>（1） 市民政策提案について</p> <p>陳情・請願の手続きが市民にとってハードルが高いという課題を受け、平成28年に「市民による市政についての政策提案に関する申し合わせ事項」を制定し、市民政策提案制度を創設した。提案は市民2名以上の連名を要件とし、個人的・営利的な要望を排し公益性を確保する狙いがある。提案書は議長が受理</p>

し、議会運営委員会で取り扱い可否を判断、取り扱う場合は議員全員が出席する議員協議会で審議される。提案者は同協議会で20分間のプレゼンテーションが可能で、審議結果は採択・趣旨採択・不採択のいずれかとして整理され、本会議で座長から報告される。その後、提案者へ文書で結果が通知される。

制度開始以来、提案件数は6件（不受理を含む）で、採択例はなく趣旨採択が2件にとどまる。提案件数の少なさは、制度需要の乏しさまたは周知不足が背景と考えられ、議会広報誌やホームページでの周知が進められている。一方で、本制度は市民が直接議員に訴え、議会記録や広報を通じて可視化することで、議会と市民の距離を縮め、執行部への一定のプレッシャーや一般質問・委員会審査への波及効果を生むことが評価されている。直近では、障害福祉サービスの児童支援拡充に関する提案が趣旨採択となり、提案団体と議員の連携によって一般質問など次のアクションへつながる動きも見られる。

課題としては、実効性（採択・政策反映）と利用促進（周知・アクセス性）の両立にある。

#### （2） 一般質問の進捗状況調査について

一般質問後の答弁内容について、その後の対応状況を把握・公表するための「一般質問進捗状況調査」制度を導入している。きっかけは平成28年6月定例会での提起で、その後「この指とまれ討論会」で議論・提案をまとめ、同年12月に導入が決定された。対象は平成27年12月議会以降の一般質問で、調査は議員が議長へ提出する。自分以外の議員の質問を扱う場合は、当該議員の了承が必要（退職議員の質問は除く）。手続きは、議長が調書を市長へ送付し、市長が必要事項を記入して議長へ返送、議長が全議員へ配布し、結果をホームページに掲載する流れである。

制度開始後の提出件数は3件と少ないが、導入効果として、執行部の答弁が具体化し、「検討します」といった曖昧な表現が減少、実施困難な事項は「できない」と明確化され、実施に前向きな場合は時期や対応方針が示されるようになった。一方で、事前打合せにより答弁の方向性が整理される運用や、自身の質問であれば改めて一般質問で追及できることから、制度の直接利用は限定的となっている。

今後は、使いやすさや運用の改善を検討しつつ、必要な案件で適切に進捗確認と情報公開を行うことが課題である。

#### （3） 議員間討議について

小会派の意見表明機会の不足を背景に、平成22年頃から議員間で自由に議論できる仕組みを整備してきた。具体的には、議長招集で全員出席義務のある「議員討論会」と、任意参加で議員がテーマを持ち寄れる「この指とまれ討論会」を導入し、議員の資質向上と議会活性化を狙った。さらに令和4年には、委員会審議の途中で執行部を退席させ、討論前段で議員同士が意見交換する「委員会内の議員間討議」を制度化し、賛否表明に至る論点共有を促す設計とした。一

	<p>方で、現在は16人中14人が同一会派という構成上、会派内で意見が収れんしやすく、委員会内の議員間討議は実質的に機能しづらい側面がある。ただし、定数検討のように地域事情や個人事情が大きく異なるテーマでは会派拘束を外し、全議員で活発に討議した実例もある。「この指とまれ討論会」は政党や会派の垣根を越えた意見交換の場として継続的に活用され、相互理解の深化や政策議論の土壌づくりに一定の効果을上げている。</p> <p>過去には会派が複数に分かれ、意見集約に苦勞した経験から、現在は一体的な会派運営と並行して、必要に応じて議員間討議の場を活用し、トライアンドエラーで議会改革を進めている。</p>
添付書類	視察資料 視察状況写真 名刺